**技術的基準　適合チェックリスト**

**参考様式5改訂**

※ 案件ごとに必要な項目の適合をチェックする。

＜宅地造成及び特定盛土等に関する工事編＞

※ タイトル番号は政令の条項番号を示す。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | ﾁｪｯｸ欄 | 主な  確認図書 |
| **政令７条 地盤について講ずる措置に関する技術的基準** | | |
| 7-1-1-イ　おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとにローラー等を用いて締め固めているか | □ |  |
| 7-1-1-ロ　盛土の内部に浸透した地表水・地下水を速やかに排除することができるよう、砂利等を用いて透水層を設けているか | □ |  |
| 7-1-1-ハ　必要に応じて地滑り抑止ぐい・グラウンドアンカー等の設置等の措置を講じているか | □ |  |
| 7-1-2　著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等の措置を講じているか | □ |  |
| 7-2-1　盛土・切土※をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、その崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付しているか  ※ 政令３条４号・５号の場合を除く | □ |  |
| 7-2-2　以下(1)～(3)に該当する土地において、高さが15mを超える盛土をする場合、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験等の調査・試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめているか  (1)山間部における、河川の流水が継続して存する土地  (2)山間部における、地形、草木の生茂の状況等が（１）の土地に類する状況を呈している土地  (3)(1)・(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水等の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地 | □ |  |
| 7-2-3　切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換え等の措置を講じているか | □ |  |
| **政令８条 擁壁の設置に関する技術的基準** | | |
| 8-1-1　盛土・切土※1をした土地の部分に生ずる崖面※2は擁壁で覆われているか  ※1 政令３条４号・５号の場合を除く  ※2 以下の場合を除く  ・切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質毎の勾配が一定以下の場合 （盛防マニュアル　Ⅵ・１表参照）  （注）崖の途中で角度が変化する場合は、崖の連続性（政令８条２項）に注意  ・土質試験等の調査・試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面  ・政令14条１号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面 | □ |  |
| 8-1-2　擁壁は、以下のものとなっているか  ・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造  ・練積み造（間知石練積み造/S40建設省告示1485号のブロック擁壁）  ・政令17条に基づく大臣認定擁壁 | □  □  □ |  |
| ⇒上記の擁壁を設置する場合、以下の確認が必要（S40建設省告示1485号のブロック擁壁・政令17条に基づく大臣認定擁壁を除く）  ・政令９条（鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の場合のみ）  ・政令１０条（練積み造の場合のみ）  ・政令11条・政令12条 | 次頁 |  |
| ⇒上記以外の擁壁で高さ2mを超えるものについては、政令13条に基づき、建基法政令142条（同令第７章の８の規定の準用に係る部分を除く）に適合しているか | □ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | ﾁｪｯｸ欄 | 主な  確認図書 |
| **政令９条 鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の擁壁** | | |
| 9-2-1　土圧・水圧・自重によって擁壁が破壊されないよう、擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材・コンクリートの許容応力度を超えないか | □ |  |
| 9-2-2　土圧・水圧・自重によって擁壁が転倒しないよう、擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であるか | □ |  |
| 9-2-3　土圧・水圧・自重によって擁壁の基礎が滑らないよう、擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の3分の2以下であるか | □ |  |
| 9-2-4　土圧・水圧・自重によって擁壁が沈下しないよう、擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないか  ※ 基礎ぐいを用いた場合においては、土圧・水圧・自重によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないか | □ |  |
| 9-3-1　構造計算に必要な土圧・水圧・自重の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか  ※ 盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ政令別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる | □ |  |
| 9-3-2　構造計算に必要な鋼材・コンクリート・地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力の値は、建築基準法施行令第90条（表一を除く）・第91条・第93条・第94条の長期の値を用いているか | □ |  |
| 9-3-3　構造計算に必要な擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか  ※ その地盤の土質に応じ政令別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる | □ |  |
| **政令１０条 練積み造の擁壁** | | |
| 10-1-1　練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが４０ｃｍ以上（擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上）となっているか | □ |  |
| 10-1-2　石材等の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしているか | □ |  |
| 10-1-3　崖の状況等によりはらみ出し等の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の必要な措置を講じているか | □ |  |
| 10-1-4　擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の高さの１５％（最低35cm）（擁壁の設置される地盤の土質が政令別表　第四上欄の第一種又は第二種に該当しない場合は、擁壁の高さの20%（最低45cm））となっているか | □ |  |
| **政令１１条 設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用** | | |
| 建基法政令36条の３（構造計算の原則）の規定を準用しているか | □ |  |
| 建基法政令37条（構造部材の耐久）の規定を準用しているか | □ |  |
| 建基法政令38条（基礎）の規定を準用しているか | □ |  |
| 建基法政令39条（外装材等）の規定を準用しているか | □ |  |
| 建基法政令52条（組積造の施工※３項を除く）の規定を準用しているか | □ |  |
| 建基法政令72条（コンクリートの材料）の規定を準用しているか | □ |  |
| 建基法政令73条（鉄筋の継手・定着）の規定を準用しているか | □ |  |
| 建基法政令74条（コンクリートの強度）の規定を準用しているか | □ |  |
| 建基法政令75条（コンクリートの養生）の規定を準用しているか | □ |  |
| 建基法政令79条（鉄筋のかぶり厚さ）の規定を準用しているか | □ |  |
| **政令１２条 擁壁の水抜穴** | | |
| 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積３㎡以内ごとに少なくとも１個の内径が7.5cm以上の陶管等の耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか | □ |  |
| 項　　　　　目 | ﾁｪｯｸ欄 | 主な  確認図書 |
| **政令１４条 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準** | | |
| 14-1-1　盛土・切土※をした土地の部分に生ずる崖面に政令８条１項１号の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土・切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入、当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置しているか  ※ 政令３条４号・５号の場合を除く | □ |  |
| 14-1-2-イ　崖面崩壊防止施設は、14-1-1の事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造となっているか | □ |  |
| 14-1-2-ロ　崖面崩壊防止施設は、土圧・水圧・自重によって損壊・転倒・滑動・沈下をしない構造となっているか | □ |  |
| 14-1-2-ハ　崖面崩壊防止施設は、その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造となっているか | □ |  |
| **政令１５条 崖面等の地表面について講ずる措置に関する技術的基準** | | |
| 15-1　盛土・切土をした土地の部分に生ずる崖面※について、風化等の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の措置を講じているか  ※ 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く | □ |  |
| 15-2　崖面ではない盛土・切土をした後の土地の地表面※について、当該地表面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り・板柵工等の措置を講じているか  ※ 以下の場合を除く  ・崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付した土地の地表面（政令7条2項1号）  ・道路の路面の部分等、当該措置の必要がないことが明らかな地表面  ・特定盛土等で農地等における植物の生育が確保される部分の地表面（政令18条） | □ |  |
| **政令１６条 排水施設の設置に関する技術的基準** | | |
| 16-1　盛土・切土をする場合において、地表水・地下水により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水・地下水を排除することができるよう、排水施設を設置しているか | □ |  |
| 16-1-1　排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか | □ |  |
| 16-1-2　排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか  ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる | □ |  |
| 16-1-3　排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水・地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか | □ |  |
| 16-1-4　専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の以下の箇所に、ます・マンホールが設けられているか  ・管渠の始まる箇所  ・排水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く）  ・管渠の内径・内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの清掃上適当な箇所 | □ |  |
| 16-1-5　ます・マンホールに、蓋が設けられているか | □ |  |
| 16-1-6　ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているか | □ |  |
| 16-2　盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置しているか | □ |  |
| 16-2-1　当該地盤面に設置する排水施設は、16-1-1～16-1-3（16-1-2の※を除く）のいずれにも該当するものとなっているか | □ |  |

**技術的基準　適合チェックリスト**

※ 案件ごとに必要な項目の適合をチェックする。

＜土石の堆積に関する工事編＞

※ タイトル番号は政令の条項番号を示す。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | ﾁｪｯｸ  欄 | 主な  確認図書 |
| **政令１９条 土石の堆積に関する技術的基準** | | |
| 19-1-1　土石の堆積は、勾配が１０分の１以下である土地において行っているか  ※ 堆積した土石の崩壊を防止するために必要な以下の措置を当該土地に講ずる場合を除く | □ |  |
| ⇒堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の１以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置となっているか | □ |  |
| 19-1-2　土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講じているか | □ |  |
| 19-1-3　堆積した土石の周囲に、勾配が１０分の１以下である空地を設けているか  ・堆積する土石の高さが5m以下である場合は、当該高さを超える幅の空地  ・堆積する土石の高さが5mを超える場合は、当該高さの２倍を超える幅の空地  ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（19-2）には、適用しない | □ |  |
| 19-1-4　堆積した土石の周囲には柵等を設け、また、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けているか  ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（19-2）には、適用しない | □ |  |
| 19-1-5　雨水等の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置する等の必要な措置を講じているか | □ |  |
| 19-2　堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置（19-1-3、19-1-4の※）は、次のいずれかの措置となっているか  ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置し、鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること  ② 次に掲げる全ての措置  ・堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置  ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置 | □ |  |